

山口県報

平成28年
3月29日
(火曜日)

平成二十八年三月二十九日

山口県監査委員

河 小 橋 藤
鳴 田 本 井
繁 正 尚 律
太 幸 理 子

監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第二項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成二十八年三月二十九日

山口県監査委員

河 小 橋 藤
鳴 田 本 井
繁 正 尚 律
太 幸 理 子

監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成二十八年三月二十九日

山口県監査委員

河 小 橋 藤
鳴 田 本 井
繁 正 尚 律
太 幸 理 子

監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の三十七第三項の規定による監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第一百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表します。

平成二十八年三月二十九日

山口県監査委員

河 小 橋 藤
鳴 田 本 井
繁 正 尚 律
太 幸 理 子

監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第七項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成
二十八年三月二十九日発行

発行
行所

山口県知事